

**Ⅲ まとめと今後の展望**  
**－特別支援教育の一層の推進に向けて－**



## 1. まとめ

本研究においては、現行の学習指導要領に基づいた特別支援学校と特別支援学級の教育課程に関する取組について検討した。

以下、特別支援学校と特別支援学級におけるそれぞれの研究の成果と今後の課題について述べる。さらに、インクルーシブ教育システムの構築に向けての特別支援教育の一層の推進を目指して、特別支援学校及び特別支援学級を含めての、今後の教育課程に関する研究について述べる。

### (1) 特別支援学校における教育課程の評価

本研究所では、現行の学習指導要領に基づいた特別支援学校における教育課程に関する研究に4か年取り組んできた。特別支援学校学習指導要領の主な改善事項は、「障害の重度・重複化、多様化への対応」、「一人一人に応じた指導の充実」、「自立と社会参加に向けた職業教育の充実」、「交流及び共同学習の推進」である。これまでの研究により、こうした改善事項に応える教育課程の編成・実施の現状や課題を明らかにしてきた。その上で、特別支援学校の教育課程の編成・実施の取組を適切に評価することが、教育課程の改善に向けて重要であると考えた。また、特別支援学校（盲・聾・養護学校を含め）の教育課程の評価については、先行研究は少なく、評価を進める際の指標や指針等を示す資料も都道府県教育委員会等から出されているものは、1県（鹿児島県総合教育センター、2001）であった。

そこで、本研究では、特別支援学校における教育課程の評価について現状を把握し、課題を明らかにした上で、教育課程の評価の観点と方法を示すことを目的とした。

特別支援学校における教育課程の評価を検討するにあたっては、小学校・中学校等と同様に教育課程の編成・実施及び評価について、基本的な要素となる「学校教育目標」、「指導内容」、「授業時数」を中心に教育課程全体を俯瞰して捉えた上で、この3つの基本的要素のそれぞれの機能と相互の関連について検討していくこととした。さらに、教育課程の評価において、特別支援学校が小学校・中学校等と比べて、考慮すべき最も大きな特徴は、「障害の状態や発達段階が多様な幼児児童生徒の教育的ニーズを踏まえた教育課程であるか」を評価することと捉えて検討した。

#### ① 教育課程の評価の取組の現状と課題

本研究では、特別支援学校における教育課程の評価について、小・中学校における教育課程を踏まえつつ、特別支援学校の特徴に着目して現状と課題を明らかにした。着目した点は、本研究所における平成24年度・25年度の研究を踏まえ、特別支援学校における重要な取組と思われる1)教育課程の類型やコース制に関すること、2)幼児児童生徒の各教科等における学習の成果に関すること、3)幼児児童生徒の自立活動における達成状況に関すること、4)交流及び共同学習に関すること、5)卒業後を見通した教育課程に関することの5つの事項とした。この5つの事項について、その編成・実施及び評価の現状を把握した。その中で、以下の2点が明らかになった。

1つめは、幼児児童生徒の多様な実態に応じた教科等の学習成果や自立活動の達成状況を的確に把握し評価することを重要視する学校が多いことがわかった。障害の実態が多様な幼児児童生徒の学習の成果を評価する際には、試験や標準検査を活用したり、特に、知的障害のある幼児児童生徒に対しては、独自のチェックリストや学習内容表等を作成して活用するなどの工夫をしている学校もあった。しかし、そうした学校においても幼児児童生徒の個々の成果や課題の評価を

授業評価に活用するものの、単元計画や年間指導計画等の評価に活用することが十分ではない状況であった。また、自立活動の指導においては、「客観的なアセスメントに基づいた的確な実態把握をすること」、「幼・小・中・高等部と系統的な指導をすること」、「時間における指導と各教科等との関連性を図って指導すること」を課題とする学校が多くあった。

2つめは、上記の1)、2)、3)、5)の事項においては、これまでの実践の中で教育課程の編成・実施の状況を見直したり、課題を明らかにしたりすることに取り組み始めている学校が多くあったのに対して、4)交流及び共同学習においては、特に居住地校における交流及び共同学習の教育課程上の位置づけや評価についての検討が十分になされていない状況が窺えた。

今回の質問紙調査では、「各学校で編成・実施した教育課程は、その教育課程の評価を積極的に行い、その妥当性を検討して、不断に改善を図っていくことが求められている。」という教育課程の改善に向けた評価の意義を理解し実施しているが、評価を積極的に行いその妥当性を検討するための、具体的な評価の観点や手続きに課題があるとしている学校が多いことが明らかになった。

## ② 教育課程の評価の観点と方法

そこで、本研究では、特別支援学校の教育課程の編成・実施を踏まえた評価の観点と方法を検討し、提案した。教育課程の評価の観点は、教育課程の基本的要素である「学校教育目標」、「指導内容」、「授業時数」を相互の関連も踏まえながらその機能を見ていく際に、重要と思われる考え方を観点として示した。

評価の方法として、評価の項目、資料、手続きについて、質問紙調査及び研究協力機関における実践を参考に検討した。評価をいつ、どこで、誰が、どのように行うかを明確にして、各部署による評価を総括的に分析したりする教育課程検討委員会等の中心となる部署の役割が重要である。こうした組織的な取組には、学校長のリーダーシップはもちろんのこと、教師一人一人の意識の向上が不可欠である。調査より、幼児児童生徒の個別の指導計画による評価や授業評価を教育課程の評価につなげるために、事例検討会や授業研究会に取り組み、教師一人一人の教育課程への意識を高めている学校もあることがわかった。

具体的な評価につなげる実践として、「学校教育目標に基づいて育てたい力を明確にし、指導内容に反映させる」取組や「個別の指導計画の様式をねらいと内容を明確に示すように改善しその評価から、単元計画、年間指導計画を見直す」など、研究協力機関での参考となる取組があった。教育課程の評価の観点と方法については、以下のように整理した。

### ア. 幼児児童生徒の多様な実態に応じるための「客観性」と「柔軟性」

- ・教育活動の中心である幼児児童生徒の実態と成長や変容を的確に把握する際には、「客観性」が重要であり、多様な幼児児童生徒への適切な対応をするには、「柔軟性」が必要である。
- ・テスト、検査、学習内容表、自立活動のチェック表等の活用により、幼児児童生徒の実態や学習の成果を評価し、達成状況と共に課題を明確にして、個別の指導計画に学習の履歴として記しておくことが大切。

### イ. 学校目標の「具現性」と「連続性」

- ・学校目標を指導内容の選択や組織に関連させ、実施後の評価が適切にできるよう「具現性」が重要である。
- ・幼・小・中・高等部と複数の学部を設ける特別支援学校においては、学校教育目標と学目

標等との「連続性」が重要である。

- ・ 道徳教育の全体計画等、既存の教育計画を重点的に見直して、教育目標の具現性や小・中・高等部の連続性を評価することも有効である。

#### ウ. 指導内容の「系統性」と「関連性」

- ・ 幼児児童生徒の障害の状態に応じた弾力的な教育課程の編成・実施について、「学校卒業後を見通した指導内容の設定となっているか」という「系統性」を見直すことが重要となる。
- ・ 特別支援学校の特徴である自立活動は、「自立活動の時間の指導」だけでなく、「教育活動全体を通じての指導」の重要性を踏まえ、自立活動の指導と各教科等での指導との「関連性」を明確に示し、個別の指導計画に基づいた評価をすることが大切である。
- ・ キャリア教育の視点から、指導内容を見直したり、指導内容表を作成したりして、指導計画の作成や評価に活用するなどが有効である。

#### エ. 指導内容と授業時数の関連からの「妥当性」

- ・ 組織・配列した指導内容と設定した授業時数の妥当性は、それらが幼児児童生徒の学びを促すものであったか、教育的に意味があったかという視点から検討することが重要である。そのためには、幼児児童生徒の各授業ごとの学習の達成状況を的確に評価し、各授業の目標、指導内容、指導法が適切であったかを総合的に検討することが必要である。
- ・ 特に、知的障害のある児童生徒を対象とする各教科等では、適切な指導内容の選択、指導形態の組織の後、それぞれの指導の形態にどの程度の授業時数を配分することが効率的か、1単位時間の長さや週における回数などから検討することが必要である。

### ③ 今後の課題

本研究では、評価の方法等については、質問紙調査より資料の活用や手続きの概要について把握することができた。しかし、具体的な取組の実際については研究協力機関からの限られた情報による検討にとどまっている。特に、幼児児童生徒の個々の成果や課題の評価を授業評価に活用して、指導計画を見直し教育課程の改善につなげること、具体的には、個別の指導計画と授業計画、単元計画、年間指導計画等を関連づけた評価を進めることが求められている。そのためには、指導と評価の一体化が重要であり、的確な実態把握から指導目標・内容を設定し、指導後の評価から目標の達成を評価するとともに、指導目標や内容の妥当性も評価することが必要である。個別の指導計画が、特別支援学校においての作成が義務づけられて16年目となる。本研究でも、個別の指導計画の様式を見直したり、形成的な評価に活用したりするなどの工夫により、教育課程の評価につなげる実践もあった。こうした実践事例や本研究で示した教育課程の観点と方法を参考として、個別の指導計画の一層の活用を図り、指導内容の関連性、特に各教科等と自立活動の指導の関連性が図られているかを評価したり、知的障害のある児童生徒を対象とした各教科の指導内容の系統性を評価するとともに、各教科等を合わせた指導と各教科別の指導との関連性を評価したりする取組を推進することが重要である。

教育課程の評価が的確に進められることで、教育課程の編成・実施及び評価から改善へと往還するカリキュラム・マネジメントにかかる課題が明確になると考える。さらに、先進的に取り組む実践を収集し、分析・整理して好事例として提供することで、特別支援学校はもちろん、特別支援学級における教育課程の編成・実施及び評価の参考となることが期待される。

## (2) 特別支援学級における教育課程の取組

これまでの研究を踏まえて、本研究では、特別支援学級における教育課程の取組に関して質的なデータを収集・整理して、現状を明らかにすると共に、市教育委員会の担当者との協議から課題を分析して、教育課程の編成・実施にあたっての考え方と工夫した取組の具体例を示した。

### ① 特別支援学級の教育課程の編成・実施の現状と課題

特別支援学級の担当者を対象とした面接による調査から、児童生徒の障害の程度の差が大きかったり、在籍者が複数の学年にわたったりしている特別支援学級の実態と、個別のニーズに応える指導の必要性とその難しさが、示された。そうした状況の中で、各教科等を合わせた指導や自立活動についての教育課程上の位置づけが不明確なこと、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程が併せて編成されていることが多いこと、が明らかになった。また、特別支援学級を担当する教員は、研修する機会が十分ではなく、校内連携に関する業務に多忙であり、校内体制の整備を課題と捉えていることがわかった。

特別支援学級における教育課程の編成・実施の課題としては、「専門性」と「校内体制」が示された。専門性の課題としては、1) 特別支援学級担当者の専門性向上の取組改善のため、校内全体での指導体制をとり研修機会を奨励する条件整備、2) 適切な実態把握に基づく個別の指導計画の作成と活用、3) 児童生徒の障害特性に応じた指導を充実させるため、自立活動の指導を教育課程に位置づけること、がある。校内体制の課題としては、特別支援学級に在籍する児童生徒も通常の学級に在籍する児童生徒も、どちらも同じ一人一人として学校全体で教育にあたることであり、そのためには、管理職のリーダーシップの発揮が必要と考える。

### ② 特別支援学級の教育課程の取組の実際

研究協力機関（4市教育委員会）と併せて訪問した小・中学校の特別支援学級における取組から、1) 学校全体の協力体制による特別支援学級の教育課程の編成、2) 特別支援学級に在籍する児童生徒の実態に対応する教育課程の編成、3) 児童生徒の多様な実態と学級としてのまとまりを考えた時間割の工夫、4) 特別支援学級担任の専門性の向上に向けた取組について、の4点に整理して、その実際を示した。

学校体制の工夫した取組として、学校全体で特別支援学級の指導に当たっている中学校の例を挙げた。児童生徒の多様な実態に対応する教育課程の編成を充実させる取組として、市教育委員会による障害種別や学級の実態に合わせて、参考とする時間割のパターンを示して研修で活用している事例を示した。また、特別支援学級担任の専門性向上に向けた取組として、行政区をまたいだ研修会の実施や特別支援学校のセンター的機能を計画的に利用する、大学との連携で免許法認定講習を研修として活用すること等を示した。

### ③ 今後の課題

校内体制の整備を図り、特別支援学級担当者の専門性の向上ための取組を進めることで、特別支援学級の教育課程が学校全体で編成・実施される必要性が十分認識されていくことが求められる。そして、特別支援学級に在籍する児童生徒の多様な実態に対応した教育の内容を考え、計画していくためには、個別の指導計画を適切に作成活用することが重要である。実際の指導としては、障害による困難を理解し、児童生徒一人一人の的確な実態把握に基づいた自立活動の指導を充実させること、指導内容や指導形態を工夫して個のニーズに合った交流及び共同学習を充実させることが必要である。そのためには、特別支援学級の授業研究会を全校研究として位置づけ、

全校の教員で児童生徒理解を深め、授業改善に向けての様々な議論により、障害のある特別支援学級の教育課程への理解や参画意識を深めていくことができると考える。

以上の本研究で明らかになった現状と課題を踏まえ、特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施につながるための重要な考え方や取組の具体例を示した、小学校・中学校の管理職を対象としたガイドブックを作成した。このガイドブックを普及し、現場で活用してもらうことで、校内体制を整えたり、担当教員の専門性向上につながる市町の取組へとつながったりするかを検討していく実際的な研究が求められる。

## 2. 今後の展望－特別支援教育の一層の推進に向けて－

現行の学習指導要領が実施される中、次期の学習指導要領改訂を視野に入れた検討も進められている。平成26年11月には「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」が出され、学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善を支援する方策について示された。また、育成すべき資質・能力を踏まえた、特別支援教育における新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直しの必要性が示された。

この諮問を受け、中央教育審議会に教育課程企画特別部会が設置された。そこでは、「育成すべき資質・能力」を踏まえた「教育課程の枠組み」について集中的に審議され、平成27年8月には、「教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）」（以下、「論点整理」という）がまとめられた。

「論点整理」では、全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提として、一人一人の子供の状況や発達の段階に応じた十分な学びを確保し、障害のある子供たちの自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する視点の重要性が改めて挙げられた。そのために、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においては、個々の学びの特性に配慮した、きめ細かな授業等が実施できるよう、幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領等において、特別支援教育に関する記述にさらなる充実を図る必要が示された。その内容として、各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援を示すこと、通級による指導や特別支援学級の意義とそれらの教育課程の取扱い、合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置づけ、支援体制の確立等の観点の明確化等が挙げられた。また、特別支援学校においては、障害の状態の多様化に対応した特別支援学校学習指導要領の改善・充実のため、特に、自立活動の指導の改善・充実、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実、知的障害のある児童生徒のための教科の改善・充実を図る必要が示された。

こうした動向を受けて、特別支援教育の一層の推進に向けて、まずは、各学校や学級における指導の充実が求められる。本研究では、特別支援学校、特別支援学級のそれぞれの教育課程の取組に関する現状と課題を明らかにし、さらなる推進に向けて考え方や参考となる指針を示した。前項で述べた課題に応じた実践研究を進めていくことに加えて、特別支援学校においては、障害の重度・重複化と多様化する幼児児童生徒に対しての自立活動の指導や教科指導の改善・充実を図ると共に、その専門性をセンター的機能として小学校・中学校等に在籍する障害のある子供の

指導の充実に寄与することが求められる。

特別支援学級においては、障害の状態の多様化に対応した指導として、自立活動の指導と知的障害のある幼児児童生徒のための教科指導について検討が重要である。自立活動の指導については、障害のある児童生徒の実態に応じた教育課程の重要な領域として、特別支援学級における指導の充実を図るとともに、教育課程上の在り方について検討をすることが必要である。知的障害のある児童生徒の教科指導については、下学年による教科の指導と特別支援学校（知的障害）の教科の指導の在り方について、実践を通して検討することが求められる。特別支援学級における障害に対応した指導や個別の指導計画の作成と活用の充実を図るためには、特別支援学級の担当者が専門的な相談をしたり、具体的な指導法を学ぶなどができる仕組みが必要である。その一つとして特別支援学校のセンター的機能の活用があり、この機能の一層の充実が求められる。

さらに「論点整理」では、幼稚園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校それぞれにおける教育課程の改善・充実を図ると共に、連続性のある「多様な学びの場」における子供たちに十分な学びを確保していく観点から、一人一人の子供たちが、それぞれの障害の状態や発達の段階に応じた学びの場における教育課程を通じて、自立や社会参画に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、各学校種の間で、教育課程が円滑に接続していけるようにしていくことの重要性が示された。「多様な学びの場」における子供たちの十分な学びを確保していくためには、先述した特別支援学校、特別支援学級における指導の改善・充実とともに、小学校・中学校等における特別支援教育への理解を深めることが必要である。その1つとして、特別支援学級を対象とした、全校で取り組む実際的な研究が有効である。特別支援学級は、全国の小学校・中学校の76%である約24,000校に設置されている（文部科学省、2015）。通常の学級を担当する教員が、学習に困難のある児童生徒の実態や指導の工夫を理解するには、特別支援学級は、最も身近で分かりやすい存在であると言える。特別支援学級を対象とした、例えば交流及び共同学習のような特別支援学級と通常の学級の担任が協働して取り組む指導についての研究は、小学校・中学校における特別支援教育の一層の推進につながることを期待される。

また、学校種間の教育課程の「円滑な接続」を目指すにあたっては、「連続性のある多様な学びの場」を意識した教育課程の研究を進めることで、「円滑な接続」についての現状と課題を明らかにすることが必要である。その一つとして、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ、交流及び共同学習の在り方についての実際的な研究が重要である。交流及び共同学習については、本研究で、特別支援学校の児童生徒の居住地校における交流及び共同学習では教育課程上の位置づけに課題があること、特別支援学級の児童生徒の交流及び共同学習では指導内容や指導形態の充実が求められることが、示唆された。いずれの場合も、学校や教員間の連携や指導体制の現状や課題を踏まえながら、目標と指導内容や評価についての検討を進めることが求められる。

「多様な学びの場」における指導の改善・充実とともに、学校種間の「円滑な接続」となる教育課程の在り方が明確になることで、障害のある子供が「可能な限り共に学ぶことができ」、「その能力や可能性を最大限に伸ばす」というインクルーシブ教育システム構築（中央教育審議会、2012）が、さらに前進すると期待できる。



## 引用・参考文献

鹿児島県総合教育センター（2001）. 新教育課程への対応－新教育課程の評価の在り方－. 鹿児島県総合教区センター.

文部科学省（2015）. 平成26年度特別支援教育資料.

中央教育審議会初等中等教育分会会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.

中央教育審議会教育課程企画特別部会（2015）. 教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）.

（長沼 俊夫）